

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示 三重県教育委員会公印規則による公印の改刻 教育総務室 1頁

告 示

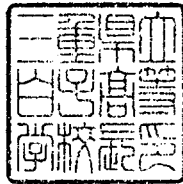
三重県教育委員会告示第4号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり改刻します。

平成22年2月8日

三重県教育委員会

- | | |
|---------|--------------|
| 1 公 印 名 | 三重県立白子高等学校長印 |
| 2 寸 法 | 方23ミリメートル |
| 3 印 影 | |



- | | |
|---------|-----------|
| 4 使用範囲 | 公文書用 |
| 5 使用開始日 | 平成22年2月8日 |

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社